

浜松市営住宅管理条例の一部を改正する条例（平成24年8月1日施行分）

改正前	改正後
<p>(入居者の公募)</p> <p>第4条 市長は、広報及び新聞への掲載、テレビによる放映、掲示等の方法により市営住宅（改良住宅、店舗及び作業場にあつては、第6条の3第2項又は第6条の6ただし書に規定する場合に限る。）の入居者を公募するものとする。</p> <p>(公募の例外)</p> <p>第5条 市長は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事由に係る者については、公募を行わず公営住宅（第6条の3第2項に規定する場合における改良住宅を含む。第7号において同じ。）<u>、再開発住宅又は市単住宅に入居させることができる。</u></p> <p>(1)から(8) 略</p> <p>2 略</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 公営住宅、再開発住宅又は市単住宅に入居できる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)市内に住所又は勤務場所を有すること。</p> <p>(2)現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。<u>次項及び第11条第1項において同じ。</u>）があること。</p> <p>(3)収入が、アからオまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからオまでに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 同居者に<u>小学校就学の始期に達するまでの者</u>がある場合 214,000円</p> <p>エ 略</p>	<p>(入居者の公募)</p> <p>第4条 市長は、広報及び新聞への掲載、テレビによる放映、掲示等の方法により市営住宅（改良住宅、店舗及び作業場にあつては、第6条の3第2項<u>若しくは第3項</u>又は第6条の6ただし書に規定する場合に限る。）の入居者を公募するものとする。</p> <p>(公募の例外)</p> <p>第5条 市長は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事由に係る者については、公募を行わず公営住宅（第6条の3第2項<u>又は第3項</u>に規定する場合における改良住宅を含む。第7号において同じ。）<u>、再開発住宅又は市単住宅に入居させることができる。</u></p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 公営住宅、再開発住宅又は市単住宅に入居できる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 市内に住所又は勤務場所を有すること。</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。<u>第3項及び第11条第1項において同じ。</u>）があること。</p> <p>(3) 収入が、アからカまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからカまでに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 同居者に<u>中学校就学前の者</u>がある場合 214,000円</p> <p>エ 略</p> <p><b>オ 旧春野地域自治区（浜松市区及び地域自治区の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成21年浜松市条例第48号）第2条の規定による改正前の浜松市区及び地域自治区の設置等に関する条例（平成18年浜松市条例第78号）第16条第1項第3号イに規定する春野地域自治区をいう。）<u>、旧佐久間地域自治区（同号ウに規定する佐久間地域自治</u></b></p>

オ アからエまでに掲げる場合以外の  
場合 158,000円

(4)から(8) 略

2 前項第2号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1) (2) 略

(3) 前項第3号ア(ウ)から(オ)までに規定する者

(4)から(6) 略

(7) 旧春野地域自治区（浜松市区及び地域自治区の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成21年浜松市条例第48号）第2条の規定による改正前の浜松市区及び地域自治区の設置等に関する条例（平成18年浜松市条例第78号）第16条第1項第3号イに規定する春野地域自治区をいう。）、旧佐久間地域自治区（同号ウに規定する佐久間地域自治区をいう。）、旧水窪地域自治区（同号エに規定する水窪地域自治区をいう。）及び旧龍山地域自治区（同号オに規定する龍山地域自治区をいう。以下同じ。）の区域内に存する公営住宅の入居者

3 市長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受ける

区をいう。）、旧水窪地域自治区（同号エに規定する水窪地域自治区をいう。）又は旧龍山地域自治区（同号オに規定する龍山地域自治区をいう。以下同じ。）の区域内に存する公営住宅の入居者である場合  
259,000円

カ アからオまでに掲げる場合以外の  
場合 158,000円

(4)から(8) 略

2 前項第1号の規定にかかわらず、前項第3号オに規定する入居者については、市内に住所又は勤務場所を有することを要しない。

3 第1項第2号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1) (2) 略

(3) 第1項第3号ア(ウ)から(オ)までに規定する者

(4)から(6) 略

(7) 第1項第3号オに規定する入居者

4 市長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な

ことができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

4 第1項第6号の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、連帯保証人を必要としないこととすることができる。

(1) 浜松市福祉事務所設置条例(昭和26年浜松市条例第59号)第1条第1項に規定する福祉事務所の長が家賃の代理納付を行う場合における第2項第5号に規定する者

(2) 第2項第6号に規定する者

(公営住宅、再開発住宅又は市単住宅の入居者の資格の特例)

第6条の2 略

2 前条第1項第3号エに掲げる公営住宅の入居者は、前条第1項各号(同条第2項の規定の適用を受ける入居者にあつては、同条第1項第2号を除く。)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

3 略

(改良住宅の入居者の資格)

第6条の3 略

2 前項の規定にかかわらず、改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合においては、当該改良住宅を公営住宅とみなして、第6条(同条第1項第3号エを除く。)並びに前条第1項及び第3項の規定を準用する。この場合において、同条第1項第3号中「214,000円」とあるのは「158,000円」と、「158,000円」とあるのは「1

事項について調査させることができる。

5 第1項第6号の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、連帯保証人を必要としないこととすることができる。

(1) 浜松市福祉事務所設置条例(昭和26年浜松市条例第59号)第1条第1項に規定する福祉事務所の長が家賃の代理納付を行う場合における第3項第5号に規定する者

(2) 第3項第6号に規定する者

(公営住宅、再開発住宅又は市単住宅の入居者の資格の特例)

第6条の2 略

2 前条第1項第3号エに掲げる公営住宅の入居者は、前条第1項各号(同条第3項の規定の適用を受ける入居者にあつては、同条第1項第2号を除く。)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

3 略

(改良住宅の入居者の資格)

第6条の3 略

2 前項の規定にかかわらず、別表第2の1に規定する改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合においては、当該改良住宅を公営住宅とみなして、第6条並びに前条第1項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第6条第1項第3号中「アからカまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからカまでに掲げる金額」とあるのは、「158,000円」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、別表第2の2に規定する改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合においては、当該改良住宅を公営住宅とみなして第6条(同条第1項第3号エ及びオを除く。)並びに前条第1項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第6条第1項第3号中「214,000円」とあるのは「158,000円」と、「158,000円」とあるのは「114,000円」と読み替えるものとする。

<p>14,000円」と読み替えるものとする。</p> <p>(入居の手続)</p> <p>第10条 市営住宅の入居を許可された者は、許可のあった日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 独立の生計を営み、入居の許可を受けた者と同等以上の収入がある者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。ただし、<u>第6条第4項(第6条の3第2項)</u>において準用する場合を含む。)の規定により連帯保証人を必要としないこととされた者については、連帯保証人の連署は必要としない。</p> <p>(2) 第17条に規定する敷金を納付すること。</p> <p>(収入超過者等に関する認定等)</p> <p>第23条 市長は、毎年度、第14条第3項の規定により認定した公営住宅、再開発住宅又は市単住宅の入居者の収入の額が、第6条第1項第3号の金額を超え、かつ、当該入居者が、当該住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。</p> <p>2 市長は、毎年度、第14条第3項の規定により認定した改良住宅の入居者の収入の額が第6条の3第2項において読み替えて準用する第6条第1項第3号の金額を超え、かつ、当該入居者が、当該住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。</p>	<p>(入居の手続)</p> <p>第10条 市営住宅の入居を許可された者は、許可のあった日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 独立の生計を営み、入居の許可を受けた者と同等以上の収入がある者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。ただし、<u>第6条第5項(第6条の3第2項又は第3項)</u>において準用する場合を含む。)の規定により連帯保証人を必要としないこととされた者については、連帯保証人の連署は必要としない。</p> <p>(2) 第17条に規定する敷金を納付すること。</p> <p>(収入超過者等に関する認定等)</p> <p>第23条 市長は、毎年度、第14条第3項の規定により認定した公営住宅、再開発住宅又は市単住宅の入居者の収入の額が、第6条第1項第3号の金額を超え、かつ、当該入居者が、当該住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。</p> <p>2 市長は、毎年度、第14条第3項の規定により認定した改良住宅の入居者の収入の額が第6条の3第2項<u>又は第3項</u>において読み替えて準用する第6条第1項第3号の金額を超え、かつ、当該入居者が、当該住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第8条の規定は公布の日から、第9条の規定は同年8月1日から施行する。